

有田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月19日

有田市長 玉木久登

有田市条例第5号

有田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

有田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の220」、「100分の127.5」とあるのは「100分の230」を「100分の125」とあるのは「100分の225」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

鉄道賃	船賃	車賃	宿泊費	宿泊手当
普通料金	普通料金 及び特別 船室料金	実額	実額	円 2,400

備考

- 1 会社航路を利用する水路旅行における船賃は、「普通料金及び特別船室料金」を「1等実額」と読み替える。
- 2 宿泊費の上限額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の例による。この場合において、国家公務員の職務の級に相当する職務の級については指定職職員等とする。
- 3 宿泊手当の額は、宿泊費に朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合においては3分の2の額とし、朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合においては3分の1の額とする。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。